

お世話になっております。

昨今多発している高齢ドライバーによる事故は、去年4月東京 東池袋での事故が記憶に新しいところです。本件については今月、運転していた高齢ドライバーが過失運転致死傷の罪で在宅起訴されました。現在高齢ドライバーによる事故への対策として、「限定免許」の導入など様々な検討が進められています。

さて今回より2回に亘り、日本以上に日常生活にクルマが不可欠な米国の高齢ドライバー事情を紹介します。

当内容は、財団で昨年行った米国カリフォルニア州での取材時に、高齢ドライバーへの取り組みを行っているアメリカ自動車協会（AAA）*1でのヒアリングに基づくものです。

*1： American Automobile Association、日本ではJAF（日本自動車連盟）に相当する組織

1) 高齢ドライバーによる交通事故

2003年に加州でも、冒頭の東池袋での高齢ドライバーによるものと同様の事故が発生しました。86歳の男性がアクセルとブレーキを踏み間違え、市場に激突し10人が死亡、40人以上が負傷したという事故です。

また近年も高齢ドライバーが運転するクルマが歩道に乗り上げ、歩行者と衝突する事故等が発生しているとのことでした。

ただし、米国では高齢ドライバーよりも若年層の死亡事故発生率が高く、その原因が飲酒やスピードオーバー、スマホ操作・通話によるものが多いなど、日本とは事情が異なります。

また、銃の乱射事件も多く、高齢ドライバーの事故がニュースになること自体があまりないので、日本ほどは社会問題として認識されていません。

高齢ドライバー比率が、日本と比べて低いこともその一因かもしれません。

加州：15.8%（Federal Highway Administration：2016年 アメリカ連邦高速道路局統計データ）

日本：25.5%（2018年 警察庁統計データ）

2) 高齢ドライバーに関する免許制度

米国では州ごとに免許制度があり、免許更新の制度等も州により大きく異なります。

加州の場合免許更新は5年毎で、70歳までは連続で2回まで郵便による免許更新が可能です。

しかし、70歳以上は自動車管理局（DMV）*2に出向いて更新を行わなければなりません。

*2： Department of Motor Vehicles

ここで視力検査と筆記試験を受け、問題が無ければそのまま更新となりますが、

視力など何らかの問題が確認された場合には、実技試験が課されます。

結果次第で、免許の一時停止・取り消しなどに至ることもあり得ます。

加えて、以下のような一定条件を設けた「制限付免許」を発行する場合があります。

- ・ 高速道路運転禁止
- ・ 右側補助ミラーの追加
- ・ 時間帯の制限（例：ラッシュアワーを避ける等） 他

日本では一定年齢に達したら免許を返納すべきという意見もありますが、同州では長く運転を続けてもらうための選択肢として制限付免許を用意しており、高齢ドライバーに対する行政の姿勢の違いを感じ取ることができます。今回は、AAAが高齢ドライバー向けに行っている支援プログラムをご紹介します。

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

本メルマガへのご登録内容の編集・解除は、下記よりお願いします。

▼登録内容編集

<https://matomete-mail.com/bm/p/f/tf.php?id=149239601>

過去に配信したメルマガは、以下 URL よりご覧になれます。

▼バックナンバー

<http://www.jaef.or.jp/7-mail-magazine/index.htm>